

城陽市障がい者自立支援協議会

第 6 回 サービス調整検討部会報告書

平成 24 年 8 月 31 日

報告者 部会長 内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 24 年 (2012年) 8 月 27 日
場 所	地域福祉支援センター
出席者	城陽市障害福祉課 障害福祉サービス提供事業所 (障害者支援施設あんびしゃ, 城陽作業所, 城陽市社会福祉協議会訪問介護センター, ものづくりスペースみんななかま, 身体障害者デイサービスセンターすいんぐ)
検討課題	○医療的ケアが必要な利用者の入浴ニーズについて検討 ○介護保険と障害福祉サービスの併用について 障害福祉サービスを利用している60歳以上の利用者の状況

【議事録】

1. 医療的ケアが必要な利用者の入浴ニーズについて検討

医療的ケアの必要な利用者。骨粗鬆症による骨折に注意が必要、体重増加や筋緊張があるため、入浴介助は2人体制。現在、自宅での入浴は、居宅介護の入浴介助により週2,3回と日中利用している生活介護事業所で週2回、それ以外は、家族が行っている。自宅や生活介護事業所の浴室は狭く、入浴介助ができる職員も限られる。家族からは、生活介護では作業、入浴は作業が終了してからという要望がある。夕方 施設の機械浴等を利用して安全に入浴できるような新しい入浴サービスの制度が作れないか。

○ 意見交換からのまとめ

相談の中心となる人物が、家族と話し込み、日中の過ごし方と清潔について、ニーズの整理を行う必要がある。要望を鵜のみにするのではなく、何を優先しなければならないのか、方向性について検討する。清潔が最優先なのであれば、半日は作業所でしっかり作業を行い、半日は例えば身体障害者デイサービスセンター等で入浴して清潔を保持する。また、本人が慣れた自宅で入浴できるよう、他のヘルパー事業所を当たり入浴介助の対応が可能なヘルパーを増やしていくことも一つではないか。相談の中心となる人物が市内事業所の機能と役割を知り、市内の社会資源を生かしてサービスを組み合わせ、優先順位やニーズに応じていく方法を検討する。それでも方法がないというときに本当に必要な制度が見えてくるのではないか。

2. 介護保険と障害福祉サービスの併用について

・ 障害福祉サービスを利用している 60 歳以上の利用者の状況

昨年度から介護保険サービス対象者で且つ、障害福祉サービスを受けている利用者の事例から、障害福祉サービスしか利用できない利用者のニーズに応えられない現状課題と、利用者の状態や希望に応じて介護保険・障害福祉サービスを総合したサービス調整を行うことを関係機関で共有してきたが、現在 各障害福祉サービス事業所を利用している 60 歳以上の利用者について、介護保険への移行を含めた今後の支援の方向性について意見交換する。

○ 意見交換

- ・ 自立度が高い利用者は、介護保険では介護度が低く移行は難しい。本人が利用を望むうちは継続し、身体的に緊急性が高くなれば、移行しなければならない。
- ・ 65 歳以上の介護保険サービス対象者であっても介護保険にないサービスを利用したいという方は受け入れている。ニーズの中の優先順位を見て、高齢の方でもパソコンや活動がしたいということであれば受け入れている。利用したいという理由を 年齢を度外視して見ていきたい。
- ・ 身体障害の方は、介護保険のデイサービスに変わるなら行かないという。気持ちが若くアクティブな活動内容を求めているが、介護保険のデイサービスは、90 歳代が多く、70 歳代でも入り難い。利用者が充実感を得られるような年齢に応じた活動内容であれば、移行する利用者も増える。
- ・ 60 歳以上の方の対応について論議したことはない。

○ まとめ

意見交換から出た課題の一つとして、介護保険のデイサービス事業所に年齢層に応じた事業内容の検討を要望したい。障害福祉サービス事業所は、障害福祉サービスを利用している高齢の利用者のみならず、利用者一人一人の将来について、方向性を検討して支援をしなければならない。身体的な緊急性についても想定し、利用者が、利用者自身のニーズと身体的状況を合わせて、納得できる優先順位が決定できるよう、障害福祉サービスと介護保険サービス事業所の機能と役割、高齢者のための社会資源についても知った上でサービスの組み合わせを考えなければ、利用者や家族とも十分に話し込むことはできない。